

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	林野庁 森林整備部 治山課
部署の業務内容	治山事業の推進に関すること、山地災害の防止に関すること、保安林制度に関すること

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	課内会議等において、丁寧・誠実・親切的な対応の重要性等の周知徹底を図っており、また、来庁者アンケートの結果においても改善すべき指摘はなかった。今後とも、このような取組を通じて、国民視点にたった丁寧・誠実・親切的な対応を取っていく考え。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	主に都道府県を通じて、事業、制度に関する苦情、要請等を把握しており、定期的に行っているブロック会議やヒアリング等によって、地域のニーズ等を把握するとともに、その都度、問題解決を図っている。また、本課に直接問い合わせがあった場合も、適時、都道府県と連絡調整して対応を図る仕組みとなっている。このように業務の性質から都道府県との連携が重要であり、メーリングネットワークの活用など双方の意志疎通を深める取組を行っている。今後とも、このような取組を確実に行うとともに、本課内の情報共有を高めるため共通様式による質問事項等整理票を作成するなどの取組を進める。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	主に都道府県を通じて、国民等に対する政策目的や効果の説明を行っている。定期的に行っているブロック会議やヒアリング等において当課から新規施策等の説明を行うとともに、都道府県において、事業実施に関する説明会など地域住民等への政策目的等の説明を行い、その場の重要な意見等については、林野庁にフィードバックされる仕組みとなっている。また、一般的な事項については、本課において、パンフレットやHPによって、政策目的等が幅広く理解される取組を進めている。今後とも、このような取組を確実に行うとともに、より効果を高めるため、事業、制度について、より解りやすい説明資料の作成等について検討を進めていくこととする。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	当課は国土保全等を目的とした公的な事業や制度を担当しており、業の振興と消費者の利益といった関係はない(例えば、開発者と地域住民といった利害関係はある)。事業や制度に実施に当たっては、技術や規制に関する基準等に基づき、公平かつ中立的な対応に努めている。また、調査委託等の契約業務については、企画競争等の取り組みを進めている。今後とも、公平かつ中立的な対応を図ることを旨として、業務を推進していくこととする。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	当課の業務内容は、治山事業、保安林制度等であり、食の安全に関連する業務を担当していない。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	× (ない)	当課は、国土保全等を目的とした治山事業、保安林制度等に関する業務を担当しており、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務はないと考える。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	地震による大規模な山腹崩壊等の対策を検討すべきである。現状では殆ど実施されていないのではないかと。このままでは行政の不公平が生じるのではないかと。		昨年6月に発生した岩手宮城内陸地震による大規模な山地災害においては、直ちに全国から治山技術者を現地に派遣し現地調査等を行い、現在、85カ所において、崩壊箇所の復旧や再度災害の防止対策を進めているところである。今後とも、このような災害時の緊急対策に加え、災害予防に向けた治山対策の推進により、地域の安全安心の確保を図っていく考え。また、安心できる国民生活を確保する観点からも、このような取組について、広く情報発信していく必要があると考えられ、HP、事業説明会、白書等様々な媒体を活用した取組を進めていきたい。